

群馬県電気機械器具製造業最低工賃

議事要旨

議事録

HP版議事録

第1回専門部会

令和7年4月14日 非公開

開催日時	令和7年4月14日	14時00分～14時51分	
開催場所	群馬労働局7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度群馬県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の運営について 2 最低工賃専門部会の議決及び廃止について 3 群馬県最低工賃改正決定に係る審議について 		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日はご多忙のなか、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日も出席の委員は、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計8名で、地方労働審議会令第8条に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、公益代表の甲村委員は、所用で欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変おそれ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>賃金室長の根岸でございます。本日はよろしくお願いたします</p>

	<p>す。</p> <p>ただいまから、群馬地方労働審議会第1回群馬県電気機械器具製造業最低工賃専門部会を開催いたします。</p> <p>第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行をさせていただきます。</p> <p>これから先は着座にて失礼いたします。</p>
事務局	<p>最初に、本専門部会の開催にあたりまして、橋口労働基準部長からご挨拶申し上げます。</p>
基準部長	<p>4月1日付けで、労働基準部長でまいりました橋口と申します。</p> <p>令和7年度第1回群馬県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>皆様方におかれましては、業務御多忙のところ群馬県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の委員をお受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政を始めとした、労働行政全般の円滑な運営に多大な御支援、御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、群馬県電気機械器具製造業最低工賃につきましては、先般、改正決定の必要性があるとの御意見をいただきまして、改正について御審議をいただくことになったところでございます。</p> <p>前回の改正から12年経過していることから、改正額の御審議につきましては、専門部会委員の皆様方には、大変な御労苦をおかけすることになりますが、御審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>今日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは当専門部会の委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。</p> <p>資料3の「地方労働審議会令」をご覧ください。</p> <p>地方労働審議会令第7条第1項において、専門部会の委員及び臨時委員は会長が指名するとされております。</p> <p>3月3日に、群馬労働局長が群馬地方労働審議会会長に群馬県電気機械器具製造業最低工賃の改正の決定について諮問を行ったことにより、本専門部会が設置されているところです。</p> <p>専門部会を組織する関係労働者を代表する委員及び臨時委員、関係使用者を代表する委員及び臨時委員につきまして、審議会長よりご指名いただきましたので、それぞれ3名の方々に対して群</p>

	<p>馬労働局長から委嘱発令をさせていただいております。</p> <p>また、公益を代表する委員につきましても、審議会長より審議会の公益委員のなかからご指名をいただき、委嘱発令をさせていただいております。委員の皆様の委嘱状は、先日、郵送にてお届けさせていただいたところです。</p> <p>では、お手元の資料1の委員名簿の順に従いまして、専門部会の委員の皆様を紹介させていただきます。委員の皆様は着座のまま結構でございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まずは、公益を代表する委員といたしまして、小淵委員、甲村委員、友岡委員。</p> <p>次に、家内労働者を代表する委員といたしまして、増戸委員、越澤委員、村山委員。</p> <p>次に、委託者を代表する委員といたしまして、五十嵐委員、宇井委員、岡田委員。</p> <p>委員の皆様におかれましては、審議につきましてよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に資料2をご覧くださいませでしょうか。事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>労働基準部長の橋口忠でございます。賃金室長補佐の渡邊功でござります。労働基準監督官の八野井めぐみは本日欠席しており、木村が出席しております。私は賃金室長の根岸義久です。</p> <p>事務局全員で円滑な審議会運営に努めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、次第の4番の部会長、部会長代理の選出に進ませさせていただきます。</p> <p>資料3の地方労働審議会令第6条第4項において、専門部会の部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙することとなっております。</p> <p>慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が取られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
事務局	<p>それでは、公益委員から事前に協議しました結果より、部会長には、 委員、部会長代理には、 委員をそれぞれ選出するとの</p>

	<p>こととございます。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
事務局	<p>ありがとうございます。全会一致で選任されたということを確認させていただきました。</p> <p>それでは、部会長になられました■■委員から、ご挨拶をいただきたいと思ひます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>みなさん本日はどうぞよろしくお願ひいたします。本日の審議内容は基本的には本題に入る前の条件に対する確認という内容と存じます。ただし、審議の手續きとしては大変重要ですので、みなさまどうぞひとつひとつ慎重にご確認をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。これからの議事進行につきましては、■■■■部会長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>それでは、さっそくですが次第の5番の議題に入らせていただきます。</p> <p>(1)の令和7年度群馬県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の運営規程について、まず事務局から説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>資料5の「群馬地方最低賃金審議会群馬県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程」をご覧ください。</p> <p>この専門部会運営規程は、本専門部会の運営に関するもので、群馬地方労働審議会運営規程にない事項を補填したものです。</p>
部会長	<p>はい、それでは、この専門部会運営規程について、審議を進めてまいりたいと思ひます。ご覧いただきたいのですが第1条から第4条までございますが、ちょっと確認していただいて、このような条項となっていることについて、何かご質問等ないでしょうか。これでよろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>ご異議等ないようですので承認が得られたと判断いたしましてこの専門部会運営規程により審議を進めてまいります。では、事務局</p>

事務局	<p>局より運営規程の説明をお願いします。</p> <p>資料4、ページ番号10になります。群馬地方労働審議会運営規程の第5条第1項の専門部会の会議の公開・非公開の取り扱い、第6条第2項の議事録など関係資料の公開・非公開の取り扱い、そして、専門部会の開催に関して、など3点について、ご説明いたします。</p> <p>まず、1点目として専門部会の「会議」の公開・非公開につきまして、ご説明いたします。</p> <p>資料4、ページ番号10になります。群馬地方労働審議会運営規程第7条に規定されます、これは準用になりますが、準用する第5条に「会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」とされております。</p> <p>当専門部会の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいま事務局より非公開とする場合の説明がございましたが、部会長といたしましては、群馬地方労働審議会運営規程第5条のただし書き、即ち「公開することにより、率直な意見の交換などが不当に損なわれるおそれがある場合」、要するに闊達な議論が公開することにより妨げられてしまうと判断しまして、当専門部会は非公開とすることが適当と考えます。</p> <p>これにつきまして、皆さまからご意見等ありましたらお願いします。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは非公開ということでご賛同いただけたと理解いたしました。当専門部会の会議は非公開といたします。</p> <p>引き続き、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2点目でございます。</p> <p>専門部会の議事録や会議の資料の公開・非公開についてご説明させていただきます。</p> <p>資料4、ページ番号10になります。会議の公開・非公開同様準</p>

用になりますが、準用する第6条をご覧ください。

第2項で、議事録や会議の資料は、「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされており、

また、同条の第3項では、「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開する。」としています。

当専門部会の議事録、資料につきましては、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は「公開用議事録」には表示しないかたちで公開することとし、また、専門部会の最後に一部非公開とすべき発言や資料の有無を確認したうえで、原則、公開したいと思います。群馬労働局ホームページにも同様に掲載させていただきたいと思います。

以上を踏まえていただき、議事録、資料等の公開・非公開についても、ご審議をお願いいたします。

なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求が行われた場合には、法律に規定された不開示情報を除き開示されることとなります。

2点目は以上でございます。

部会長

はい、ただいま説明のあった2点目ですけれども、こちらは、専門部会の「議事録、資料」の公開・非公開についてございました。

事務局説明のとおり、当専門部会の議事録等については、各回の専門部会の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料は除いて、それ以外は原則として労働局ホームページへの掲載を含め公開したいというのが私の提案でございます。つまり、会議においては闊達に議論するためにも非公開にはするけれども、結果として出てきたことについては、原則は公開にしましょう、ただ、発言者の名前は伏せたりとか、慎重に扱うべきデータや内容等については非公開の判断を適宜する、という形にしながらも、原則どおり、議論の重要なポイント、流れは公開にしようということだと思います。このようなかたちでご提案させていただきたいと思いますが、これについていかがでしょうか。何かご意見等ございますでしょうか。

各委員	【異議なし】
部会長	<p>ご異議等ないようですので、それでは、専門部会の議事録、資料については、公開といたします。</p> <p>重要ですので、もう一度公開の方法を整理します。</p> <p>「公開用議事録」には発言者の個人名は表示しないことといたします。</p> <p>事務局が準備している資料についても公開を基本としますが、審議過程において各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開とすべきか非公開とすべきかを判断することといたします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開、あるいは非公開を適切に判断することとします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます。このほかにも運営規程についてご意見、ご質問等ございましたら受けたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>はい、ありがとうございます。特にないようであれば、事務局は次の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3点目でございます。</p> <p>ただいま、運営規程に関してご審議をいただきましたが、このほか、専門部会の開催回数についてご審議いただきたいと思っております。</p> <p>専門部会の開催は本日を含めて2回とさせていただきたいと思っております。</p> <p>1回目になります本日の専門部会は部会の運営、資料の説明及び金額審議について、2回目結審というように専門部会は2回開催し結論を得たいと考えております。</p> <p>この点につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>

部会長	<p>また、2回目の専門部会は、5月9日金曜日午後2時より開催し、結論を得たいと考えておりますが、この点につきましても、ご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの事務局の説明のとおり、専門部会の運営規程にかかわることの他では、専門部会は2回で終了することとしたいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>また、次の第2回専門部会を令和7年5月9日金曜日の午後2時としたいと思いますが、こちらもよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。ご賛同いただけましたので、そのようにさせていただきます。</p>
部会長	<p>次に、(2)の最低工賃専門部会の議決及び廃止について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料3、ページ番号6をご覧ください。</p> <p>地方労働審議会の意思決定は、本審の議決によってなされることですが、地方労働審議会令第7条第4項に規定されます、これは準用になりますが、準用する第6条第7項は専決規程になります。専門部会の議決につきましては、その部会長が本審の委員である場合に限り、その部会の議決をもって審議会の議決とすることができる、とされております。資料4、ページ番号11になります。群馬地方労働審議会の運営規程第10条におきましても同様の規定が記載されております。このことについて3月3日に開催された審議会におきまして、この取り扱いを適用するということの議決をいただいておりますのでご報告させていただきます。</p> <p>次に、最低工賃専門部会の廃止にかかる規程として、資料3、ページ番号6になりますけれども、地方労働審議会令第7条第3項では「最低工賃専門部会は、その任務を終了したときには、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されています。このことにつきましても、3月3日に開催された審議会におきまして、この取り扱いを適用するということの議決をいただいておりますのでご報告いたします。</p> <p>なお、専門部会の廃止に伴う解任の通知文書につきましては、交付を省略させていただきたく存じます。ご了解いただきますようお願いいたします。</p>

	<p>以上でございます。</p>
部会長	<p>こちらの説明については、確認という話しかなと思います。ただいまの事務局の説明のとおり、当専門部会は地方労働審議会令第6条第7項及び同令第7条第4項の規定を適用し、部会長が本審の委員である場合に限り、その部会の決議をもって審議会の決議ということになります。よろしくお願ひします。</p> <p>また、当専門部会の廃止の時期と解任通知の省略について説明がございました。これについてもご了解をお願ひします。</p>
部会長	<p>では、次にまいります。(3)の群馬県最低工賃改正決定に係る審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>配布いたしました資料のご説明をいたします。</p> <p>資料の一覧をご覧ください。4つに分けてございます。</p> <p>資料1から9は、名簿などの資料になります。資料1から5につきましては、すでに議題等の中で説明させていただいています。資料6は、3月3日に群馬労働局長が、群馬地方労働審議会長あてに、群馬県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について諮問させていただいた諮問文の写しでございます。資料7は答申から改定額が効力発生ままでに要する日数の目安を示したものでございます。資料8は、群馬県の最低工賃を表にまとめたものでございます。資料9は、群馬県電気機械器具製造業最低工賃の改正状況を平成10年から前回改正の平成25年まで7回分をまとめた表でございます。</p> <p>資料10から15は、昨年7月に実施した群馬県電気機械器具製造業家内労働工賃等実態調査の結果でございます。</p> <p>資料16から23は群馬県電気機械器具製造業工賃等関連資料になります。</p> <p>資料24から31は金融・経済、生活関連指標になります。以上が本日ご用意した資料でございます。</p>
部会長	<p>ただいま事務局から資料の説明がございました。</p> <p>これらの資料につきまして、何かご意見等、ご確認されたいことなどございましたら、ご発言をお願いします。</p>
各委員	<p>【意見等なし】</p>
部会長	<p>ここで、ご意見等がなければ、金額についてご審議いただきたい</p>

事務局	<p>と思います。まず事務局から何かございますか。</p> <p>1点目は、今回諮問させていただきました、最低工賃4品目5工程の「改正決定」について、現在の品目の枠内の改正、端的に言えば金額の改正について、ご審議をお願いしているところです。</p> <p>2点目は、さきほど説明させていただきましたとおり、今年3月3日に諮問した際に、関係家内労働者・委託者の意見聴取の公示を行いました。意見書の提出はありませんでした。</p> <p>それ以外に、委員の皆様のご意見・ご意向により、参考人として委託者や家内労働者にこの場に来ていただいて、意見を述べてもらう方法ですとか、意見を文書にして提出してもらうとかの方法もございますが、いかがいたしましょうか。</p> <p>それからもう一つは、委員の全部又は一部の方に、家内労働の実態を見ていただく、「実地視察」という方法がございまして、いかがいたしましょうか。</p> <p>今後の審議によりましては、そのような方法もございまして、この点についてもご審議いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。これから、金額についての審議を進めていくということになるわけですが、手元に資料があり、調査も実施していただいている。また、関係家内労働者、委託者の意見聴取の公示をしていただいていたけれども意見の提出はなかったという状況がいまあるわけですが、これに加えて何かほかにももう少し調査が必要かどうかということ、まずは皆様からご意見をいただきたいということです。今、事務局から説明があったことを、もう一度簡単にまとめますと、第一には意見陳述をしてもらうということがさらなるプラスアルファで考えることができるのではないかと、二つ目が意見を文書として提出していただくこともやれるのではないかと、三つ目が実地を視察してみる、我々委員のほうで、そういう方法をご提案いただいたわけですが、こういう三つのさらなる調査のため、手法について活用すべきかどうか、委員の皆様にご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
部会長	<p>家内労働者側の皆様は何かございますか。</p>
家内労働者委員	<p>労働者側の■■■■です。今説明があった三つですが、とくにこれに</p>

	<p>こだわらなくても良いのではないかと考えております。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。 委託者側の皆様は何かございますか。</p>
委託者委員	<p>委託者側の■■■■でございます。さきほどの■■■■委員の意見と同感ございまして、これにこだわる必要はないかと思えます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。 ただいま、家内労働者側委員と委託者側委員の双方のご意見を頂戴しましたけれども、客観的な評価から審議をするということから、先ほどの三つの方法にこだわらなくても良いのではないかというご意見を頂戴いたしました。手元にこれだけの資料があるので、色々議論はできるのかなあというふうに私も思います。従いまして、当部会としては、三つの方法にはこだわらないという形で進めることにいたします。 ご異議ございますか。</p>
各委員	<p>【異議等なし】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。 では、次に今後の審議や金額改正についての委員の皆様のお考え、あるいはご意向等々ございましたらお聞かせいただきたいと思いますと思いますが。忌憚なくというか、自由にご発言いただければと思いますが、まずは家内労働者側の皆様は何かございますでしょうか。</p>
家内労働者委員	<p>再び労働者側の■■■■です。今回の電気機械器具家内労働最低工賃ですね、先ほど事務局から説明がありましたけれども、平成 25 年から審議が行われていないということで、今回 12 年ぶりの審議というふうになってはいますが、資料にもありますけれども、以前行われていた平成 10 年とか、それ近辺の時の審議の様子、世の中で行った経済状況等と違って、今回の令和 7 年の審議というのは状況が大きく変わっているものと考えております。特にここ最近で言いますと、地方最低賃金や特定最低賃金の上昇率というのが、当時の金額からするとものすごい率で上がってきていることもありますので、そういったことも踏まえてこれから資料等を確認しながら、今回の最低工賃がどうあるべきかというのは、しっかり使用者側の方々と審議をしていきたいと思えます。特定最賃の話に絞りますけれども、同じような平成 25 年からですねずっと賃金</p>

	<p>のグラフを見てみますと、約 1.3 倍まで増えている、増加していますので、そういったことも特定最賃の上げ幅、過去の内容等を踏まて、しっかりと審議をしていきたいと思っておりますので、使側の皆さん、また公益委員の皆さんにおかれましても審議願えるようにご協力いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。私からは以上です。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。では、委託者側はいかがでしょう か。</p>
委託者委員	<p>委託者側の■■■■です。恥ずかしながら、過去に最低工賃の審査をやったことが無いので、検討のベースというものを今回いただいた資料をもとにですね、内容を吟味させていただきながら、どのあたりが落としどころになるのかという部分を慎重に検討進めて労働者側と詰めていければと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。 ほかに何か、ここはというポイントにつきまして、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。 では、お二方ご意見ありがとうございました。 ではこういったお考えも踏まえて金額の審議を進めなくてはならないのですけれども、金額の審議の手法について何か皆さんからご提案等ございますでしょうか。 ちなみに、これまでの審議方法というのを事前に伺っているのですけれども、労使会議をしていただくというのがこれまで行われてきたようですが、いかがでしょうか。ほかに何か提案等ございますでしょうか。</p>
家内労働者委員	<p>再び労働者側の■■■■です。 先ほど部会長からもありましたけれども、過去の審議の中でも労使会議というものが行われていましたので、そちらで金額を詰めていければと思えます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。色々な進行、考え方、あるいは議論があるかもしれませんが、労使でよく話し合ってきたまして、本日出されたご意見等々を参考にして、是非距離を縮めていただいて、お互いがその立場を主張しながらも、何か折り合える接点というものを見出していただければ幸いです。労</p>

<p>家内労働者委員</p>	<p>使の皆様どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>労使で今までの関係を踏まえて審議をしていきたいと思っておりますけれども、状況によってはですね公益委員の皆さんのご協力をいただくことになる可能性がございますので、その時には是非意見をいただきながら、判断のひとつとしてご意見をいただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>承知いたしました。公益代表としての立場からご協力させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>では、事務局から提供された以上の資料等を十分踏まえていただきながら、今後、専門部会において審議を行ってまいりたいと思っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>最後にその他について事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>部会長</p>	<p>では、本日の審議項目は以上でございますが、全体を通して他にご意見等ございますでしょうか。</p> <p>ございましたらお願いします。</p>
<p>家内労働者委員</p>	<p>一点よろしいでしょうか。</p> <p>事務局の皆様にもしわかればなのですが、いただいた資料の21ページ、資料ナンバー9、平成10年から書いていただいているんですけども、それ以降と比べてここだけ上り幅が非常に大きいという状況になっているのですけれども、これの1個前の数字を調べることはできるでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成10年より1個前となりますと、平成8年になりますがシールド線をみますと、2しんで、かつ、というのは平成10年1月では4円51銭が、その前は4円32銭になっています。</p> <p>また、同じくシールド線で、6センチメートル以上の長さのものが、平成10年では1円24銭だったものが、その前回は1円19銭です。</p> <p>コンデンサの部品ですが、平成8年では29銭となっております。コネクタのほうは51銭になっています。</p> <p>コイルの仕上げのほうは11円50銭というふうになっています。</p>

	以上が平成8年の時の金額です。
部会長	よろしいでしょうか。
家内労働者委員	はい、ありがとうございます。
部会長	ほかにいかがでしょうか。
家内労働者委員	いいですか？ 資料の16、41ページに電気機械器具製造業の委託者数及び家内労働者数の推移というものがあって、令和6年の段階で家内労働者数は628名、そのうち最低工賃業務を行っている、というのは今の最低工賃で働いている方が117名いるということでしょうか。あと、その業者というのが10業者が最低工賃をされているのですか。
事務局	この表に準じているのが10社です。
委託者委員	それは金額じゃないですよね。 職種ということですよね。
事務局	金額ではないです。職種です。 5つの項目がありますが、そこに合致するのが10社であって、117名、その枠に入っているということになります。金額ドンピシャで働いているのが117名ということではないです。
家内労働者委員	わかりました。
部会長	はい、ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
各委員	【意見等なし】
部会長	それではほかにはご意見なさそうですので、最後に確認をさせていただきます。本日の会議の公開、非公開の話です。本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと考えておりますけれども、非公開事項は無しということでしょうか。

各委員	【異議等なし】
部会長	<p>はい、ありがとうございます。 では、非公開事項は無し、と確認いたしました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第1回の群馬県最低賃金専門部会を閉会とします。 ご審議お疲れさまでした。</p>
	【終 了】